

令和 8 (2026) 年度栃木ファンづくり事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和 8 (2026) 年度栃木ファンづくり事業を受注する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和 8 (2026) 年度栃木ファンづくり事業

2 業務の目的

「栃木県ブランディング推進方針2026-2030」においては、本県の目指す姿を「LOVE&PRIDE～国内外から選ばれる栃木県～」、目指す将来像を「国内外にとちぎの魅力と知名度が広く浸透し、県民がふるさとに愛着と誇りを持つとともに、多くの人が、とちぎを訪れたい、とちぎに住みたい・住み続けたいと思っています。」としている。

これらの目標を達成するために、「とちぎの愛着・誇りの醸成」及び「『栃木ファン』の強化・拡大」を図ることを本業務の目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日（水）までとする。

4 契約金額の上限

6,498,910円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

5 本事業において活用するウェブサイト

「栃木県公式ファンサイト ～VERY GOOD LOCAL とちぎ～」(以下「ファンサイト」という。)

<https://verygoodlocal-tochigi.jp/>

6 業務内容

(1) メールマガジンの配信

ア ファンサイト会員（以下「会員」という。）向けに、本県の旬な情報やとちぎの魅力を伝えるメールマガジンを毎月 1 回程度配信すること。

イ メールマガジンの配信スケジュールを甲に提案し、甲と協議の上で決定すること。

ウ メールマガジンの内容及び会員情報は、甲から提供する。

エ メールマガジンは、開封率を意識したタイトル設定や、会員が魅力的に感じるような画像・バナー・文字の装飾等を用いたデザインなど、工夫を講じること。（6 (2) (3) (4) も同様の取扱い）

オ メール本文中の詳細ページに遷移するサイトリンクには、適宜UTMパラメータを設定し、ファンサイト等への来訪を計測できるようにすること。（6 (2) (3) (4) も同様の取扱い）

カ メールマガジンの配信情報を随時顧客管理システム（CRM）に反映させること。（6 (2) (3) (4) も同様の取扱い）

キ メールマガジンの配信結果（開封率や回帰率等）を随時分析し、甲の求めに応じて報告書を提出すること。（6(2)(3)(4)も同様の取扱い）

(2) 特集記事コンテンツの作成・掲載

ア 会員等向けに、本県の「食べる」「遊ぶ」「泊まる」「見る」「買う」の魅力を伝える特集記事コンテンツを毎月1回以上作成し、ファンサイトに掲載すること。併せて、会員向けに特集記事コンテンツの内容をコンパクトにまとめたメールマガジンを配信すること。

- (ア) 食べる（グルメ、スイーツ、名産品）
- (イ) 遊ぶ（体験、アクティビティ、公園）
- (ウ) 泊まる（キャンプ&グランピング、温泉）
- (エ) 見る（自然・景色、芸術、歴史・文化）
- (オ) 買う（お取り寄せ、お土産）

イ 特集記事コンテンツの内容及びスケジュールを甲に提案し、甲と協議の上で決定すること。

ウ 特集記事コンテンツは、ウェブサイト上の既存記事等の転載ではなく、施設や店舗等への独自取材に基づく内容で作成すること。

エ 新規作成のほか、掲載済み特集記事コンテンツの磨き上げも可能とする。

(3) プレゼントキャンペーンやエンゲージメントを高める企画の実施

ア 『『栃木ファン』の強化・拡大』を目的とした、プレゼントキャンペーンやエンゲージメントを高める企画を年6回以上実施すること。

イ プレゼントキャンペーン等の内容及びスケジュールを甲に提案し、甲と協議の上で決定すること。

ウ プレゼントキャンペーン等に係る応募フォームを作成し、応募者情報を管理すること。

エ 当選者の選定方法は、甲と協議の上で決定すること。

オ 商品の手配及び当選者への商品発送を実施すること。

カ 応募者情報及び当選者情報を随時顧客管理システム（CRM）に反映させること。（6(4)も同様の取扱い）

(4) 新規会員獲得キャンペーンの企画立案・実施

ア 『『栃木ファン』の強化・拡大』を目的とした、新規会員獲得キャンペーンを年2回以上実施すること。

イ 新規会員獲得キャンペーンにおけるKPIは、「新規会員1,000名以上の獲得」とする。

ウ 新規会員獲得キャンペーンの内容及びスケジュールを甲に提案し、甲と協議の上で決定すること。

エ プレゼントキャンペーン等を実施する場合は、応募フォームを作成し、応募者情報を管理すること。

オ 当選者の選定方法は、甲と協議の上で決定すること。

カ 商品の手配及び当選者への商品発送を実施すること。

(5) 顧客管理システム（CRM）の運営

ア 甲が指定する顧客管理システム（CRM）を使用し、会員情報の管理及びメールマガジンの配信等を行うこと。

イ 顧客管理システム（CRM）やファンサイトのGA4（Google Analytics 4）等で必要な分析を行い、会員のエンゲージメントを高める効果的なキャンペーン実施等につなげること。

ウ 顧客管理システム（CRM）の利用料は委託金額に含むものとし、乙がファンサイト運用・保守管理業務の受託者に対して支払うこと。

(6) 定期打ち合わせの実施、議事録の作成、状況報告

ア 事業実施期間中は、概ね2週間に1回程度、甲との定期打ち合わせを実施すること。

イ 打ち合わせの場所は、栃木県庁本館3階広報課内を基本とするが、オンライン（Zoom等）も可とする。都度打ち合わせの議事録を作成し、甲と共有を図ること。

7 提出物、提出期限及び提出先

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 委託業務の具体的な実施計画を記載した「業務実施計画書」（紙媒体1部及び電子データ）

イ 統括責任者通知書（紙媒体1部）

ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類（別途指示）

(2) 甲の求めに応じて随時提出するもの

ア メールマガジン配信結果報告書（電子データ）

イ プレゼントキャンペーンやエンゲージメントを高める企画の実施報告書（電子データ）

ウ 新規会員獲得キャンペーン実施報告書（電子データ）

エ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(3) 業務完了後に速やかに提出し検査を受けるもの

ア 業務完了報告書（紙媒体1部）

イ 実績報告書（紙媒体1部及び電子データ）

ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類

(4) 提出先

栃木県総合政策部広報課

8 委託料の支払い

委託料の支払は、7(3)の検査において合格後の精算払とする。

9 事業の実施に係る留意点

(1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。

(2) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書

面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

- (3) 各業務に係る取材、撮影、編集、制作、運用、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (4) 乙は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず甲に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 甲は、必要に応じ、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (8) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙で協議の上で定めることとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (11) 災害や感染症等の発生状況により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。